



HokkaiGakuen Institute for
Northeast Asia Studies

HINAS Newsletter

北東亜消息

2014.08 No.186

【INFORMATION】

・ HINAS への来訪者

*平成 26 年 5 月 15 日、来札

中国社会科学院日本研究所 研究員 胡欣欣

HINAS 共同研究（学術研究：日中間の文化・経済についての諸問題）の継続開催の打合せ

【学術研究交流の紹介】

・ 第 9 回 中国・北海道経済交流会議（札幌会議）が下記要領で開催された。

1998 年北京市で第 1 回会議を開催し、9 回目となる今回の「中国・北海道経済交流会議」では、中国社会科学院世界経済・政治研究所の専門家を迎え、中国の経済政策をテーマとする基調講演により中国経済の現状・課題について理解を深めるとともに、日本側・中国側それぞれの基調報告をもとに北海道の食関連産業を中心とした対中国ビジネス戦略の現状や方向性などについて議論を行い、中国と北海道の経済交流のあり方について考えます。（逐次通訳）

日時：平成 26 年 6 月 12 日（10 時～17 時）

場所：北海学園国際会議場

主催：公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）

北海学園北東アジア研究交流センター（HINAS）

中国社会科学院世界経済・政治研究所（IWEP）

後援：北海道 札幌市 中華人民共和国駐札幌総領事館 北海道経済連合会 北海道商工会議所連合会
北海道経済同友会 北海道日中友好協会

第1部 （1）挨拶

北海道側 森本正夫 HIECC 理事 HINAS センター長 学校法人北海学園理事長

中国側 陳国平 中国社会科学院世界経済・政治研究所 副所長

歓迎挨拶 窪田毅 北海道知事室長

来賓挨拶 滕安軍 在札幌中華人民共和国総領事館 総領事

（2）基調講演

「中国における経済構造の転換—原因・挑戦・対応」

張 斌 中国社会科学院世界経済・政治研究所グローバルマクロ経済研究室主任

第2部(1) 基調報告

北海道側 「北海道フード特区・コンプレックス国際戦略について」

佐川泰隆 一般社団法人北海道食産業総合振興機構 事務局長

中国側報告 「中国対外貿易の現状と展望について」

孫 杰 中国社会科学院世界経済・政治研究所《世界経済》編集部主任

(2) ディスカッション

コーディネーター 西川博史 北海商科大学教授 HINAS 副センター長

中国側： 陳国平 王徳迅 孫杰 張斌 劉東民 張支南 主父笑飛 龔艶濱

王徳迅「中国の食品安全について」

劉東民「人民元の国際化と中国の金融改革について」

北海道側：佐川泰隆（フード特区機構 事務局長）

山崎哲史（北海道国際ビジネスセンター 中国アドバイザー）

呉 敦（株式会社 ノーステクノロジー代表取締役）

矢嶋洋一（北洋銀行国際部副部長）

佐々木剛（北海道銀行国際部長）

小玉俊宏（北海道国際部国際経済室長）

浅村晋彦（札幌市経済局国際経済戦略室海外戦略推進課長）

高田喜博（HIECC 調査研究部上席研究員・北太平洋地域研究室長）

当日は小雨交じりの天候ではあったが、一般聴講者を含め参加者総数は約70名で、第2部の後の質問時間が足りないほど、議論が熱心に行われた。



・ハイナス研究交流会議

第9回 中国・北海道経済交流会議の翌日（6月13日）、北海商科大学の講義室で中国社会科学院の8名を招いて討論会を実施。8名からそれぞれの立場での研究を発表してもらい、大学の教授及び大学院生と質疑応答の形式で開催し、学術研究交流を実施した（使用言語：中国語）。



・HINAS セミナーが始まる。

HINAS 特別研究員の増加と北海商科大学大学院生の充実により、産官学の研究分野の発表と質疑応答を中心に、HINAS セミナーの継続開催を始めた。

第1回 平成26年5月27日 17:30～19:00

発表者：邬雅琼（ウヤチュン）北海商科大学博士課程

テーマ：「訪日中国観光客の背景と動向」

場 所：北海商科大学8階講義室

邬雅琼氏の研究テーマの発表と、その内容についての意見交換が行われ、氏の今後の研究がさらに充実することが期待される。

第2回 平成26年6月26日 17:30～19:00

発表者：中添眞（HINAS 特別研究員）

テーマ：「札幌丘珠空港・その大きな可能性を探る～極東ロシアへの gateway になり得るか」

場 所：北海商科大学8階講義室

中添眞氏の経験を踏まえて、今後の北海道の航空行政に対する提言と教授や特別研究員からの質問で、大いに議論が行われた。

第3回 平成26年7月25日 17:30～19:00

発表者：山崎一彦（HINAS 特別研究員）

テーマ：「改めて交易（TRADE）について考える」

場 所：北海商科大学8階講義室

山崎一彦氏から、人類の歴史や交易を通じた文化及び市場の比較優位論の概説、更に北海道の経済に対する提言が発表された。

(1回目)



(2回目)



(3回目)



【公開講座より】

テーマ：「中国の対日賠償問題と歴史認識」

日時：2014年5月24日（10:30～12:30） 講師 西川博史（北海商科大学教授）

1 賠償概念の転換（償金＝indemnity から賠償＝reparation）

ヴェルサイユ条約後、indemnity（償金＝勝者の一方的な取得金）から reparation（賠償＝損失に対する補償額）意識への転換が確実に、しかも賠償金（現金）取得から損失の範囲内における現物補償（賠償）といことがほぼ想定されるようになっていった。

2 第二次大戦と対日賠償問題

日本の賠償問題は、「ポツダム宣言」（45.7.26）の第11項に「日本国は、……公正なる実物賠償（現物賠償）の取立を可能ならしむるがごとき産業を維持することを許さるべし」とされ、その後のアメリカの対日占領政策において、①日本及び日本人の在外資産は関係連合国に引き渡すこと、②平和的日本経済を維持しうる以外の物資・施設（資本設備）を賠償に充てることとされた。しかし、「日本の平和的経済を維持する」ということの「範囲やその水準とはなにか」ということについては、明記されなかった。これに関連して、賠償の対象とされる戦争期間（侵略というべき行為はいつからなのか）についても問題にされた。さらに、平和的経済を維持する基準にも議論が及びました。そこで主張されたことは、第1に、日本に二度と侵略行為を行わせないということ、第2に、日本に侵略されないようなアジア経済をつくりあげること（「被侵略国の安定と経済復興」に資するもの）であった。

しかし、この対日賠償問題は、同盟諸国とのこれをめぐる対応のみならず、アメリカの戦後対アジア政策（対日占領政策を包含）との整合性をも求められる問題でもあった。

(2-1) ポーレー（Edwin W. Pauley）の「中間賠償」計画（略）

(2-2) FEC 決定をめぐる関係諸国の利害対立の表面化（略）

(2-3) 「中間賠償」3割即時取立に関する中間指令の発令（略）

3 賠償政策の転換

その後、アメリカ国内（特に陸軍省）で、対日賠償を見直すべきであるという意見が強くなった。その理由は、いまだ日本経済は不安定で、賠償によって日本経済の復興が遅らされるだけでなく、日本の潜在的経済能力も失われるということであり、そうなれば、占領費を賄っているアメリカの負担が増大するだけだということであった。また、この頃から冷戦状況が進展し、冷戦体制の構築にとって、日本の戦略的位置づけが変化した。このため、賠償政策の転換が必要になり、ストライク使節団、ジョンストン使節団（ドレーパー使節団）が日本に派遣された。その結果、最終的には、1949年5月、FEC アメリカ代表マッコイが「中間賠償撤去中止」声明を出し、賠償を日本からは取り上げないということが事

実上決定された。

4 中国側の対応

このような対日賠償の動きに対し、中国側はどのように対応したか。中国では、早くから、戦後取得できる賠償を目的に「損失調査」を開始していたが、具体的な対日賠償の原則や方針が明示され、それに基づく行動規範が明確になるのは、日本の降伏決定後からであった。

抗日戦争勝利後、蒋介石は短期間の損失調査の完成を命じ、45年11月13日、対日賠償準備作業の一環として「抗戦損失調査委員会」を「賠償調査委員会」に改組し、①抗戦損失の調査、②日本の賠償能力の調査並びに対日賠償の種類及び数量の調査、③中国がすでに取得した日本の公私財産の調査を行った。他方、極東委員会(FEC)では、賠償専管委員会が設置(46.3.4)され、賠償引き渡しについての具体的な方法や手順についての議論が開始された。こうした動きに合わせて、「賠償調査委員会」は「行政院賠償委員会」に改組され、業務内容も戦争損失調査から、FECの動向に合わせた賠償設備の接收・運輸・処理等を行うものへと移っていった。

この間、いくつかの損失調査の推計数値が出された。①韓啓桐の「損失推計」。中国の戦争損失は、総計449億6757万元(26年の為替換算で133億5942万ドル)。②45年10月12日に蒋介石に提出された「財産損失報告表」と「人口傷亡報告表」。財産損失総額は3100億3700万元(1945年8月の物価水準での換算額は9033億7400万元)、総傷亡(重軽傷、死亡)者は51万7000人とされた(この「報告書」に対し、蒋介石は、「南京の人口死傷者はただ3192人とだけ報告され、大虐殺の人数が計算に入れられていない」として、「東京裁判」への確実な証拠提出を南京市に命じ、本格的な調査が開始され、南京だけで、虐殺人数は少なくとも30万人を下らないとされた)。③「行政院賠償委員会」が47年初に取り纏めた「中国の損失補償に関する対日賠償覚書」。中国側がほぼ確定的に推計した損失総額は、37年7月から終戦まで、東北地域及び中共支配地域、並びに台湾を除外して、約632億ドル(37年7月為替レートでドル換算)、傷亡者総数は1279万人。

(4-1) 対日賠償に関する中国側の主張(原則及び目的)

中国は、賠償機構の整備と損失調査の作業を進める一方、「日本問題処理に関する意見書」を取り纏め(45.8.12)、日本を民主主義と平和愛好の国家に改造することが「日本問題処理の基本原則」であると定め、対日賠償について、「日本工業のうち、連合国が存続を許可する平和的工業を除く他の設備について、連合国との交渉のうえ、中国に移転させて賠償の一部となす」とした。さらに、45年11月には、賠償取立に関する基本原則を討議し、次のような原則を策定した。

(原則1)賠償は実物を主、賠償金は副とする。(原則2)中国の賠償取立優先権を承認する。(原則3)中国内にある一切の日本の公私財産(建築物、各種工場、船渠、船舶、機械、鉱山、通信設備、鉄道車両等々)は賠償の一部として中国に帰属させる。(原則4)日本が賠償の一部として提供すべき日本国内の実物には、商船所有権、軍需工業及び重工業の工場設備の大部分、軽工業の工場設備のうち平時経済の維持に必要としないものを含む。(原則5)日本は毎年産出する若干の原料及び生産物を、規定された期間内に、一定量を分期して、賠償の一部として中国に引き渡すこと。(原則6)中国に帰属すべきいくつかの工場について、日本国内で日本人の力で稼働させるが、経営管理は中国が行い、中国の燃料炭を原料に用い、中国の流動資金を使用する。期限は最終賠償会議の日から起算し5年を限度とし、その後はこれらの設備を日本政府の資金で中国に搬送する。また、これら工場の製品は中国の資金で中国に運び、中国内で販売すること。

こうして、中国は対日賠償の基本原則を示し、これに基づいて、FEC賠償委員会における中間賠償案の討議に対応する必要から、「中国對日要求賠償的説帖」(「中国の対日賠償要求覚書」)を作成した。こ

ここでは、具体的な要求項目は盛り込まれず、中国の「優先的受償権」（原則2）を強調し、加えて「特殊要求」として、一定額のドル現金賠償の要求（原則1）、「政府雇用の日籍技術要員の費用」及び「賠償物資の運輸費用」（原則4に関連）の要求、「在日工場の利用（中国の原料・日本人労力及び技術者）」（原則6）の要求を提起した。

(4-2) 対日賠償に関するアメリカの態度

こうした中国側要求については、中国は、FEC賠償委員会での討議交渉よりもアメリカとの交渉を優先させなければならなかった。中国が具体的な要求項目をFEC賠償委員会においていくら提示しても、「何の効果ももたらさなかった」という。しかし、日本占領に責任を負わされたマッカーサー総司令部に中国側の要求を認めさせることはきわめて困難で、特に中国が「特殊要求」とした項目は、すべて日本占領の成否にかかわる問題であった。

中国側がいう賠償の目的は、基本的にFECでも合意されたが、中国が賠償の原則として掲げた案件は、中間賠償30%前渡計画(47.4.2)における配分比率の「優位」（原則2）を除いて（中間賠償30%の半分を取得）、いずれも実現されなかった。中国側としてみれば、連合国とりわけFEC賠償委員会での調整のなかで、アメリカの意向に配慮しつつ、いかに中国側の原則要求を認めさせるかということが重大な事項でした。

(4-3) FEC（連合国）による賠償の決定

連合国の対日賠償原則（「日本には、その経済を維持し、公正な実物賠償の取立を可能とする産業の存続を認める」）は、アメリカの対日占領政策の策定によって、明確にされた。それは、日本の非軍事化政策（最低限の生活水準を確保する経済活動は容認）の一環に賠償政策を位置づけ、海外資産の没収とアジア復興のための資本設備の移転（日本に侵略されたアジア諸国の復興を優先）という原則（①必要部分の保存と②過剰部分の削減）であり、これに基づく具体的な賠償案がポーレーによって作成された。この原則に基づき、ポーレーの具体的な賠償項目が定められ、それが対日政策を検討するアメリカの国務・陸軍・海軍三省調整委員会の検討を経て決定され、46年5月から12月までに、極東委員会（FEC）は各産業別につぎつぎと「中間賠償項目」を決定し、これらがGHQを通して日本政府に通告された。

しかし、FEC賠償委員会では、当初から、ソ連の在満日本資産に対する「戦利品」（ソ連が接収した施設の総額は20億ドルとされている）の主張をめぐる論議が日本の国外資産を賠償に含めるべきか否かをめぐる論議に波及し、それがまた各国の賠償割り当て分配率の確定の議論にまで影響し、中間賠償の範囲や対象が確定されても、最終的な賠償額を決定できなかった。

(4-4) 中国側の具体的な要求

中国はポーレーの中間賠償案に基本的に賛成し、苛酷な賠償は要求せず、中間賠償総量1200万トンのうち360万トン(30%)の割り当てを要求する対日賠償要求案を提出し、その後、中国の最初の対日賠償要求とされる「中国対日要求賠償計画」を作成した。ここで、対日賠償は軍事分野と経済分野に分け、軍事分野では「他の連合国の主張と同様、軍需工業の破壊、一切の軍事関連工業・飛行機製造業・民間軍需工業の賠償あるいは破壊」を徹底的に実施するとし、経済分野では「他の連合国とは異なり、日本の重工業は1914年を生産水準とすべきであり、軽工業とりわけ紡織工業については賠償物資に組み入れるべきである」とした。

こうした動きと前後して、アメリカ側から中国の賠償取立分として全賠償資産30%案(但し、在華日本資産は含めない)が内々に示された。在満調査を終えたポーリー使節団との交渉会議においてもこのことが論議され、中国側はこの比率を上回る相当部分の賠償を要求したが、最終的に、中国取り分30%相当に落ち着いた。

この会談において、ポーレーは「声明草案」を中国側に提示し、それに中国が必要とする賠償項目を付属させた。46年5月26日に「中国対日要求賠償計画」の付属資料として、南京で公表された、中国が早急に引き渡しを要求する「緊急に必要な設備及び数量」は、この会談での結果であった。こうした中国側の対応（「賠償要求計画」及び「緊急要求項目」）から次のことが看取しうる。中国側は、日本の対中侵略の時期を少なくとも満州事変以前であると解釈し、日本に残置されるべき工業水準を第一次大戦終結後の1920年の状況にすべきだと主張し、また軽工業（とりわけ紡織工業）の発展が対外侵略の根拠の一つをなしていたとして紡織工業をも賠償設備に組み入れるよう主張した。

しかし、事態は中国側の対応を飛び越えて進展し、47年4月3日には、マッカーサーによる対日中間賠償3割即時取立に関する中間指令が発せられた。

5 中間賠償前渡しの実施と中国の賠償取得

中間賠償前渡計画（陸海軍工廠20カ所の賠償物資の引き渡し）では、賠償受領国は、賠償物件が戦災地域の救済と復旧のために直ちにかつ有益に活用できるという証拠をSCAPに提出することを義務づけられた。中国の賠償物件申請各部門は「工場建設計画書(1-3年以内)」等を添付して審査を受けなければならなかった。これらの申請を総合審査して最終的に取り纏められた中国側の「要求案」は48万2218トンであった。これら物資の大部分は軍需工場及び重工業に関係するものであり、民間事業用物資は制限された。他方、この取得経費（日本積出港から中国受入港までの1131億1100万円＋国内輸送費等を含む工場建設1兆193億3200万円）として、合計1兆1324億4300万円のほか、米貨5562万ドルが見積もられた。

この前渡し物件は、三次に分けて各国に引き渡された。第一次物件は工作機械及び第二次金属加工機械、第二次物件は試験設備、第三次物件は電気設備他余剰一般機械であり、47年9月から開始され、49年5月12日の「マッコイ声明」によって中間賠償取立中止が行われる頃までにはほぼ完了しました。

この中間賠償前渡期間（48年1月～49年9月）に中国側が取得した賠償総額は、約3万6000トン、8493万433円（39年価格）、ドル換算2207万282ドル（39年、100円＝25.986ドル）であった。当初、中国側が要求した額の数%（抗戦損失推計額とは比較しようもない）にすぎなく、前渡しとして予定したものに比しても10分の1にも達しなかった。これらは、当面、緊急な軍事工業の整備に活用されたといえるが、国内工業や経済復興に緊急に必要なとされる物件として「民間工業の飛躍的発展」を加速したとは考えられない。こうした賠償物資が実際どのように活用され、中国の経済復興にいかなる影響を与えたかを確定することはできないが、工作機械のみに限定された民営払下げ部分でも、最終的には引受け手のない物資が生じ、あるいはそれを投機対象に再販売するものも現れたとされる。

しかしながら、経済復興にそれらを利用するという以前に、この賠償取得があまりにも大きな財政負担を中国側に強いることになった。このため、中国側としては、賠償要求の基本政策の「完全放棄」ないし「賠償削減」までを検討せざるをえない状況にまで陥った。「行政院賠償委員会」によれば、国際関係上、基本方針の変更が不可能なら、「兵工廠設備および重工業設備を民間企業」に引き受けさせるが、民間資力の上から不可能であれば、賠償設備を日本に売りつけ（3億8000万ドルほど）、この資金で復興用機器を購入する。こうした方法で、外貨の節約を図れるかどうかを検討せざるをえなくなっていた。しかし、アメリカはそうしたことを考慮することなく、ただ賠償物件の利用効果に強い関心を示しただけであった。

賠償物資の稼動でさえも、アメリカ援助に依存せざるをえない中国経済に対して、アメリカ側はそれに積極的に応じようとしなかったし、賠償を媒介にした日中両国の経済発展、あるいは少なくとも中国の経済安定・復興の実現を考慮しようとしなかった。

6 歴史認識の問題とアメリカの対東アジア政策

対日賠償要求の根拠とされた、対日懲罰＝侵略根拠の絶滅＝東アジア経済の均衡的発展へと連なる構想と、対日懲罰＝損失補償＝国内経済の復興・発展という緊急需要に直接関係する復興計画とが、統一的な関連性のもとで考慮されることはなかった。アメリカ側は、こうした賠償物件によって中国の戦後復興を加速させ、アメリカの対中援助を効率的に活用し、それを中日両国の経済・貿易関係の強化、さらには東アジア圏の経済発展に結合させる処方箋を中国側に提示するべきであった。こうした統一を可能にするには、どのような問題をいかに処理しなければならないのかを明確にする必要があった。しかし、アメリカはそうしたことを考慮さえしなかった。アジアでは、「アジア版マーシャルプランは不可能である」というのも、「後づけの論理」であるといえる。アメリカの「世界戦略」は「冷戦」戦略によって大きく変わり、東アジアでは中国に代わって日本を利用するという事になっただけである。

膨大な抗戦損失補償を戦後復興に積極的に利用し、当面の中国経済の安定と発展を図らなければならない中国側も、アメリカが提示する東アジア全般の均衡的経済発展を追求する「アジア戦略」との関連やそのための条件を検討しなかった。中国もアメリカも、自国の利害に縛られ、「アジアの統合」を実現しようという構想さえも放棄した。アメリカの冷戦戦略は、アジアにおける地域的経済統合のプランを念頭におくものではなかった。日本の経済復興を実現するには、日本の賠償負担を軽減し、賠償物件をアジアの経済復興のためにではなく、日本の経済復興に利用しなければならなかった。その後、アメリカのアジア政策における中国の戦略的価値は極端に低下し、日本を基軸にする冷戦体制の構築とともに、中国では広範囲な激しい「反米扶日」運動が展開されていった。

以上のことから、賠償の決定は、アメリカの対東アジア世界戦略に基づく、政治判断によって行われたということができる。賠償に関する協定が成立すれば、「賠償問題」は終わったといってしまえるかどうか。「賠償問題」はたんなる補償問題ではなく、歴史認識としての過去に向かい合うことだと思う。「償金」が「賠償」とその意義を転換させたときにも、戦争責任の問題と表裏の関係にあった。賠償問題を取り上げるということは、ある意味では、永遠に続く過去との対話でもある。

なお、近年、中国では、「中国的人権状況白書」に基づき、対日賠償を要求すべきだという意見が大きくなっている。この「白書」や他の文献によれば、1937-45年間の直接的経済損失は620億ドル、間接的損失は5000億ドル超(合計約6000億ドル)、3500万人近くが傷亡したとされる。また、よく指摘されることは、ドイツの賠償支払い(2030年まで予定)総額880億ドルに対して、日本が戦後30年間に支払った総額は約11.8億ドル、ドイツの70分の1にも及ばないという事実である。これをどのように受け止めるか、それが私たちの「賠償問題」ではないかと考える。

公開講座を終えて (コメンテーターより)

「パブリック・メモリーとしての歴史認識」 玉井航太 (北海商科大学講師)

昨今の日中韓間における諸問題の根幹にある「戦争賠償と歴史認識」は避けては通れない問題であり、未来のアジア圏における平和と繁栄のためにも関係国各国の相互協調が求められる事柄でもある。そのような事柄に対して、西川教授による講演は歴史資料を踏まえた上で整理され、改めて戦争賠償とは何かを考える契機になるものであった。

こと歴史認識という問題は歴史資料という客観的材料だけで捉えることが難しい点がある。今日の歴史認識問題の中心にあるのは、個人の記憶や学問としての歴史学による記憶ではなく、パブリック・メモリーであるように思われる。これは、集合表象や集合的記憶という議論と並列して捉えられるものであり、個人の記憶の語りから直接的に構成されるというよりもメディアや教育などを通して形成される

ものと考えられている。パブリック・メモリーとしての歴史は、記憶そのものとして存在するのではなく、あるコンテキストの中で構成されるものであり、そのコンテキスト内で解釈されることにより、意味のある記憶になる。言わば、パブリック・メモリーとしての歴史とは、読者が読むことで形成される物語なのである。その際、考えなければならぬのは、歴史が構成される際のコンテキストと解釈する読み手の問題である。

戦後日本において、戦争に関するパブリック・メモリーが形成される際にあったコンテキストに政治的な配慮や社会的イデオロギーが反映されていたことは議論の余地が無い。現在でもその在り様は顕著であり、特に中国や韓国における歴史教育とは政治的思惑が反映した中で行われ、歴史学自体と異なることは否定しえないだろう。また、読み手側の問題として、歴史認識においては確証バイアスが影響していることが多い。確証バイアスとは、個人が積み上げてきた信念・常識・価値観によって、「客観的な事実」よりも「主観的な思い込み」の方が優先されてしまうバイアスである。また行動的側面として、自分の考えを確証する情報は探したり、記憶に強く残したりするが、反証となるような証拠を無視したり、探す努力を怠ったりもする。戦争に関わる歴史認識は、自身の社会的アイデンティティと深くかかわる所属国家の評価につながるため、この確証バイアスが強く働いていると考えられる。

各国の各国民間に形成されたパブリック・メモリーは必ずしも客観的事実に基づくものではなく、ある種の政治的・社会的コンテキストの下で、確証バイアスを持つ個人が解釈し、語り、発信することで形成されたものである。今日の日中韓の歴史認識問題は、そのように曖昧なパブリック・メモリー同士の争いであり、しかも各国のマジョリティーにおけるパブリック・メモリーが史実であるとマジョリティー側自身が信じている。このような現状において、どちらのパブリック・メモリーが正しいかと言いついて合っていたところで、歴史認識問題を解決することは不可能である。歴史認識問題を解決するためには、自分の知っている歴史や社会が提示する歴史を無条件で信じるのではなく、多くの資料を基に客観的な目で自己批判的に検討することができるクリティカル・シンキング（批判的思考能力）を持った人間を教育していくことが求められ、同時に、客観的資料を踏まえた歴史学の観点から学問的に歴史へ立ち返り議論していくことが重要である。その意味では、今日の歴史認識問題にしても大学教育の持つ意味と意義は大きく、若者の教育だけでなく、社会人講座などを通して学問による記憶としての歴史を社会全体に届けることが責務として求められているだろう。

【中国学術論文の書評・紹介】

(1) 新華文摘 2014年第27期より

著者、朱邦寧、馬相東

論文タイトル、中国対外直接投資的現状、制約与対策

(中国の対外直接投資の現状、制約及び対策)

紹介者：劉 冷（北海商科大学 大学院博士課程）

一、中国対外直接投資の現状

中国対外直接投資（Outward Foreign Direct Investment, OFDI）は急速に発展し、特にこの十年来急拡大してきた。2003年中国の対外直接投資フロー額は28.5億ドルで、2012年842.2億ドルとなった。

「国連貿易開発会議（UNCTAD）」のデータによれば、中国の対外直接投資額は全世界の対外直接投資総額の6.1%を占め、中国は世界第三位の対外投資国となった。

先ず、中国対外直接投資の規模は不断に拡大し、投資能力も持続的に上昇している。中国対外直接投資の地域も拡大し、投資領域も多元化している。また、中国の対外直接投資の全世界 FDI に占める割合とその地位が高くなっている。

二、中国の対外直接投資の制約要素

上述のように、2012年の中国の対外投資額はフローで世界第三位になったが、そのストックの世界に占める割合は2.2%で、世界13位であった。中国には、今後の対外投資にとって、次のような制約要素が考えられる。

(1) 主な先進国（米、仏）は、投資に対する安全審査をいっそう厳しくしている。これが、目下の中国 OFDI 発展の最大のリスクである

(2) グローバル・バリュー・チェーンの下での産業構造の変化にいかに対応するか、中国の OFDI の中期発展における重要な課題である。中国外貨管理局のデータによると、2012年には非産業部門のサービス業への OFDI が378億ドルで、前年比48%増であった。OFDI 全体に占める割合は34%から50%に上がった。これは、中国の対外直接投資が輸出コスト上昇を回避しようとする水平的直接投資だけではなく、生産を分散しようとする垂直的直接投資でもないということを示している。

(3) 地球環境保全と企業の社会責任が中国の OFDI の長期発展における主な挑戦であること。2008年金融危機が爆発後、国連環境企画署は「グリーン・ポリシークス」と「グリーン・エコノミー」を提唱した。世界銀行のデータによると、2011年の中国のCO2排出量は、世界のCO2排出量の26.2%を占めた。それは米国の割合（17.6）の1.5倍に当たる。「グリーン・エコノミー」は現代国際経済発展の重要な傾向になっている。こういう背景の下で、地球環境保全に対する中国企業の社会責任の重要性が求められている。

三、中国対外直接投資における発展の政策選択

FDI 新興国では、政府の支持つまりある程度の政府主導が対外投資の核心的な特徴の一つとなっており、対外直接投資の発展を促す重要な要因の一つである。FDI 新興国の中国は次のような課題を克服する必要がある。

(1) 政府としては、積極的に先進国の投資安全審査に対応しつつ、国際経済のリスクに抵抗しうる能力を高め、OFDI の発展を促していくために、①海外投資のリスク評価を行う機構整備とリスク予防システムを整備し、その健全化を図り、②海外投資の政治・法的リスクを防ぐ協調システムを設立する。企業としては、①リスク意識を打ち立て、リスクの回避能力を高める。②法律意識を強め、権益を守る能力を高める。

(2) 企業の対外直接投資の産業配置を合理的に導き、対外投資モデルを変えて、中国の OFDI の健康的な中期発展を実現する。

(3) 必要な社会的責任を担い、「グリーン・エコノミー」を意識した対外投資を旨として、中国の OFDI の長期的持続的な発展を実現する。

(2) 新華月報 2014年1月・下より

著者、楊曉華

論文タイトル、自覚樹立民族復興時代的文化主体 - 対話著名哲學家桜宇烈教授
(民族復興時代の文化主体性の樹立に関する自覚)

紹介者：郭 倩 (北海商科大学 大学院博士課程)

現今、グローバル化の進展とともに、そうした潮流に逆らうかのように、各国では、ナショナリズム（民族主義）が台頭してきている。こうしたナショナリズム運動を支えているものが「文化」の独自性であるとも言われている。このことに関して、興味深い論稿が《中国文化報》に掲載されているので、紹介する。「中国文化報」記者による中国で著名な哲学者楼宇烈（北京大学哲学科、宗教学科）教授との対談である。

一、新しい文化を伝統文化のうちに培わなければならない。

文化は次の四側面から論じることができる。それは、①価値観、②思惟方式、③生活様式、④信仰習俗で、前二者は指導的であるが無形であり、後二者は有形である。これらは相互に影響しあっている。

現在、中国の伝統文化についていえば、中断の時間があまりにも長く、亀裂も深い。100年以上もの間、我々は政治社会の動乱の中を歩んできた。とりわけ「文化大革命」といった災禍において、日常の基本的な生活様式と風俗習慣さえ一切否定されてしまった。それゆえ、いまこそ、伝統文化との接続の問題を考えなければならない。新しい文化を伝統文化の中に植え付けなければならない。

また、価値観の面でも深刻な障壁がある。我々は文化をある時代の文化とみなし、先進文化と時代遅れの文化があるとみなし、文化には優劣があるとみなし、どちらかを重視し、文化の差異に注意を払ってこなかった。多くの人々は、中国の文化を農業文明とし、西洋文化を工業文明として、この西洋文化を先進的なものとしてきた。

改革開放後、われわれは伝統文化を二元対立論の枠組みを用いて中国文化を分析して来た。そのため、多くの伝統思想を主観唯心論として捉えてしまい、中国文化の本質的把握が欠如している。また、経済発展とともに、物欲が提唱され、精神面の養成はますます乏しくなっている。他人に対する尊重及び自己尊重が失いつつ、自分と他人、また世界に対する畏敬の心も欠如している。

二、中西文化の差異

民族復興時代の文化主体性を樹立するために、客観的に中西文化の差異を認識することが重要である。西洋の理念は「理想主義と絶対観念」である。実証思惟が西方人の社会現代化を支える重要な理念となり、すべての物事の是非が重視されている。

一方、中国の理念は「現実主義と中庸思想」である。中国文化では物事の内面が重視され、物事の是と非が互いに影響し転換するので、分離できない存在と考えられている。

三、中国文化主体性の再樹立

中国文化主体性の再樹立にもっとも重要なのは畏敬の心の再確立である。そのためには、まずは「礼」と「楽」、すなわち「礼儀規範」と「芸術教養」を通し、精神面の豊かさを養い、正確な価値観を樹立する。また、唯物弁証法を利用し、伝統文化のかすを除いて精髓を取り出す。そのうえで、文化体系をつくり、それを民族復興の基盤とする。最後は、理想と信仰の再樹立である。経済の成長や社会の発展とともに、色々な社会問題が発生している。それらの問題を解決するには、人々の内面において理想と信仰の樹立が重要である。理想と信仰の樹立によって、人間の主动性、能動性、独立性が発揮でき、人本主義が再確立できる。

【中国ニュースの紹介】

（1）中国と中央アジア 4 カ国の貿易額 400 億ドル突破

商務省の姚堅報道官は 2014 年 2 月 13 日、シルクロード経済ベルトの建設状況について、中央アジア

との経済関係を「昨年、中国とカザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスの中央アジア4カ国との貿易額が前年比13%増の402億ドルに達した。」と説明した。

商務省は貨物輸送、人の往来に伴う貿易・投資円滑化の促進、電子商取引など貿易モデル刷新の範囲を拡大、人民元決済を進め、貿易とプロジェクト・ファイナンスに便宜をはかる。同時に中央アジア諸国との投資・経済技術協力を通じて中国の機械設備、ハイテク製品の輸出を促す。また、中国とカザフ、ウズベクの原油、天然ガスの貿易をスムーズにすると同時に、農産物など中央アジア諸国の優位商品を輸入する。

更に商務省は双方向の投資を奨励するために、好条件の地区にクロスボーダー経済協力区を設立し、周辺国資本を含む各種投資を呼び込むと同時に、企業が周辺国に投資協力し、それらの国に域外経済貿易協力区を設立することを奨励する。特に企業が投融資を利用して中央アジアの石油・天然ガス産業の建設に積極的に参加し、中央アジア地域のエネルギー開発に参加することを奨励する。また中国の優位産業（繊維・化学工業・設備製造）の中央アジアへの進出を促し、企業が中央アジアの農産物の栽培・加工、農業機械設備の製造、農業モデルパークなどのプロジェクトに参加するよう導く。

(2) クロスボーダー人民元支払い業務始まる 上海自由貿易区

中国人民銀行上海本店は2014年2月18日、上海自由貿易試験区で支払機関のクロスボーダー人民元支払業務を開始したと発表した。

実体経済の発展支援、貿易の便宜供与から重要な措置で、行政の関与削減と権限移譲によりクロスボーダー支払業務の事後届とネガティブリスト管理を実施するものである。

支払機関のクロスボーダー人民元支払いは、支払機関がインターネットを通じ国内外の資金受渡し者間の真実の取引で、人民元資金移転に必要な支払いサービスを提供することを指す。上海市に設立登記した支払機関及びそれ以外の支払機関が自由貿易区に設立した子会社で、ネット支払業務の許可証を取得しているものはすべてクロスボーダー人民元支払い業務ができる。

同日、上海銀聯電子支払いサービス有限公司など支払機関5社がそれぞれ工商銀行、中国銀行、建設銀行、招商銀行、民生銀行の商業銀行5行の上海支店及び特約業者5社の代表と契約を調印した。

(3) 日本のメガバンク、中国での金融業務を拡大

日本の3大金融グループである三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行が最近相次いで増資、出先機関や営業拠点の増加などの方法で中国における金融業務を拡大すると発表している。

三菱東京UFJ銀行は2014年7月14日、中国で登記済子会社の資本金を7月初めに20億元から100億元に増やしており、今後、中国における貸出残高を徐々に引き上げていくと発表した。同行は2014年6月にも蘇州に支店を開くとともに上海自由貿易区に出張所を置き、香港市場で人民元建て債券発行などの金融業務に参入している。

みずほ銀行も融資能力強化のため中国子会社の資本金増加や出張所を上海自由貿易区と常州に増設。三井住友銀行も、上海自由貿易区と昆山に前後して出張所を新設。

現在、三菱東京UFJは中国に18の支店と出張所を開設しており、貸出残高も米シティバンクを上回り、HSBCとスタンダードチャータード銀行に次ぐ。昨年、日系銀行の中国市場における貸出残高は前年に比べ11%増加した。

北海学園北東アジア研究交流センター[HINAS ハイナス]

〒062-8607 札幌市豊平区豊平6条6丁目 北海商科大学

TEL : 011-841-1108 FAX : 011-841-1109

<http://www.hokkai.ac.jp/hinas> E-mail: hinas@hokkai.ac.jp